平成２４年（フ）第９２３号
東京都渋谷区鶯谷町７番７号
破産者　有限会社ティーピーオー
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４２４号
千葉県我孫子市我孫子２丁目５番428号　シティアＢ棟
破産者　宮島　　聖
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４２５号
千葉県我孫子市我孫子２丁目５番428号　シティアＢ棟
破産者　宮島　町子
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４９０号
東京都新宿区高田馬場３丁目14番２号
破産者　株式会社アスク
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８２４号
東京都江戸川区北小岩５丁目21番７号
破産者　有限会社成峰建設
１　決定年月日　平成24年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１９１号
川崎市川崎区鋼管通１丁目17番８号　フルール204
破産者　木村昌照こと　朴　　昌秀
１　決定年月日　平成24年９月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
茨城県ひたちなか市大字東石川3521番地８　大伸コーポ101号
破産者　武田　匡美（旧姓篠原）
１　決定年月日　平成24年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５８５号
札幌市豊平区月寒西３条７丁目４番20―506号
破産者　太田　岩夫
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７８号
札幌市中央区北９条西16丁目28番地168　ラピス桑園701号
破産者　牧野　勝利
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４５号
岩手県二戸市似鳥字上沖野５番地１
破産者　野方　英雄
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２４年（フ）第１１号
岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第16地割60番地
破産者　小笠原フサ子
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第１７６４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室5313番地６
破産者　船津　　努
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８９１号
埼玉県戸田市笹目４丁目32番地の９　ＫＹＯＷＡハイム307号室
破産者　山野　裕貴
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０２号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目39番11号
破産者　有泉　　隆
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１７号
横浜市神奈川区西寺尾２丁目39番11号
破産者　有泉　伸江
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１２号
大阪府枚方市長尾家具町４丁目１―19、開始決定時の住所大阪府枚方市中宮東之町33番15号
破産者　宮田建材こと　宮田　武士
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０７号
大阪市中央区東心斎橋１丁目８番31号30
破産者　相田　　誠
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８４３号
大阪市城東区放出西２丁目５番12号　さんさん放出202号、開始決定時の住所大阪市城東区今福南２丁目７番14号
破産者　原　　洋子
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７８号
大阪府高槻市城西町５番25号
破産者　田坂　義弘
１　決定年月日　平成24年10月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部